

(別紙1)

エネルギー使用合理化漁船等適合指針

漁船、船内に設置する漁ろう用機器(システムを含む)及び養殖・水産加工用機器が、エネルギー使用合理化に資するものであって、下記(1)及び(2)の条件に適合していることを確認すること。

1. 指針

(1) 省エネルギー効果

漁船等に設置する機器、装置、設備及び建造又は改造しようとする漁船の省エネルギー効果が、下記①、②又は③の何れかの基準に適合していること。

- ①改造しようとする漁船は、設置する機器、装置又は設備が従来同等品と比較して、省エネルギー効果が約10%以上見込まれるものであること、または、漁船全体として、省エネルギー機器、装置、システム又は省エネ船型、装備等を施したことにより、約5%以上の省エネルギー効果が見込まれるものであること。
- ②建造しようとする漁船は、被代船の燃料消費量と比較して、省エネルギー効果が約10%以上見込まれるものであること。

考え方： 漁船が出港から帰港までの一操業期間における1日当りの平均燃料消費量(リットル/日又はキロリットル/日)が、従来に比較して改造の場合で5%、建造の場合で10%以上の低減がなされるもの。
- ③養殖・水産加工用機器、装置又は設備は従来同等品と比較して、10%以上((2)の⑨の場合)又は5%以上((2)の⑩の場合)の省エネルギー効果が見込まれること。

(2) 省エネルギー設備等

省エネルギー効果が高い設備であって、以下のいずれかに適合すること。

[漁船関係]

①主機関動力利用システム

(発電用機関の設置台数を削減して、主機関により、発電機、冷凍用圧縮機、漁ろう用油圧ポンプ等を駆動するシステム。)

②環境保全型機関、低燃費ディーゼル機関等

(燃料消費率が改善する機関への換装に限る。)

③電気推進システム(ハイブリッド式を含む)

(以下を組み合わせたもので、当該システムを採用することに伴う船体設計を含む。)

- ・発電用原動機及び発電機に構成される発電ユニット
- ・配電盤、インバーター(又はコンペン式始動器)により構成される配電・制御ユニット

・推進器駆動用電動機、推進器等により構成される推進ユニット

④プロペラ

(大口徑プロペラ、二重反転プロペラ、プロペラボス取付翼、自動負荷制御装置及び同装置を装備するプロペラ等)

⑤船体 (設計を含む。バトックフロー船型の導入等)

⑥漁ろう機器、設備

(LED集魚灯、高効率放電式集魚灯、各種電動機の力率改善装置、軽量化網等)

⑦冷凍機器、設備

(電子式膨張弁による自動制御化、冷凍機駆動用電動機の力率改善装置、魚そう魔法瓶化、魚そう細分化等)

⑧排ガスエコノマイザー

[養殖・水産加工用機器・設備]

⑨高効率養殖用活魚水槽等

⑩養鰻施設用暖房機、ノリ乾燥機、昆布乾燥機等

⑪①～⑩以外で、省エネルギー効果が高いことが証明可能 (第三者機関等による試験データ等を提示) な機器等

2. 上記基準を確認するため、申請時に必要な書類等 (計画段階のもので可)

- ・省エネルギー機器等の仕様書 (図面を含む)
- ・燃費試算書、機関性能曲線、電力調査票等の根拠データ
- ・主要目表 (例えば、LBD、GT、主機・補機出力、速力等)
- ・原油換算燃料使用量 (様式は任意。A4用紙で1-2枚程度) 等

注1 : 原油換算

- ガソリン 1kl = 原油 0.89
- 軽油 1kl = 原油 0.99
- A重油 1kl = 原油 1.01
- C重油 1kl = 原油 1.08

注2 : 「建造」する場合は、漁船所有者が保有する漁船の解撤又は売却が前提となる。

以上